

岐阜県森林空間施設整備促進事業実施要領

〔令和4年3月28日 恵森第560号〕
〔一部改正 令和5年3月27日 森活第746号〕
〔一部改正 令和6年3月29日 森活第757号〕
〔一部改正 令和7年3月31日 森活第862号〕

第1 趣旨

森林空間を林業・木材産業だけでなく健康、観光、教育など多様な分野で多面的に活用し、森林の新たな価値を創造するため、歩道や休憩施設等の設置や施設の改修を支援する。

森林空間施設整備促進事業費補助金の事務の取扱については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施の条件

事業の実施について、事業の実施場所の土地所有者、森林所有者、土地使用権限者その他の当該場所について権限を有する者（以下「土地所有者等」という。）の許可又は同意等が得られているものとする。

第3 事業内容等

事業の内容は、要綱第2条別表第1に定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）対象森林

市町村森林整備計画において保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。

ア 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林で、保健・レクリエーション機能の維持増進を図るべき森林

イ 史跡、名勝等の所在する森林や、これらの史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林であって、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図るべき森林

（2）事業内容

事業の内容は、次のとおりとする。

区 分	内 容
ア 施設の設置	① 歩道等の開設、休憩施設等の新設
	② 対象森林外の案内看板等関連施設の新設
イ 施設の改修	① 歩道・木質構造物等の補修・改修
	② 対象森林外の案内看板等関連施設の補修・改修

※②は、アの①又はイの①と併せて実施する場合に限る。

第4 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表1のとおりとする。

第5 事業計画書の提出

市町村長は、事業計画書（別記第1号様式）を農林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとし、所長は、事業計画書を林政部長（以下「部長」という。）に提出する。

第6 事業量の決定

- 1 部長は、第5に基づき提出された事業計画書を審査し、予算の範囲内において農林事務所ごとの事業量を決定し、所長に通知する。
- 2 所長は、第5に基づき提出された事業計画書を審査し、前項の決定通知を受けた額の範囲内にお

いて事業量を決定し、市町村長に通知する。

第7 補助金の交付申請

市町村長は、規則第4条及び要綱第4条の規定による補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）を作成し、次の書類を添付して所長に提出する。

- ① 事業計画書（別記第2号様式）
- ② 収支予算書（要綱第2号様式）
- ③ 位置図
- ④ 現況写真
- ⑤ 施設の設置を実施する場合は「第2号様式の付1」、施設の改修を実施する場合は「第2号様式の付2」
- ⑥ 見積書等の積算根拠資料
- ⑦ 土地所有者等の同意書
- ⑧ 事業箇所が、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として区分された森林にあっては市町村森林整備計画書の写し、区分される予定の森林にあってはこれを市町村長が証する書類

第8 補助金の交付決定

所長は、補助金交付申請書の提出があった場合は、「実施設計書に使用する単価表」等を参考とし事業費、事業内容を審査のうえ、規則第5条に基づき、速やかに補助金の交付を決定し、規則第6条及び要綱第5条に規定する条件のほか次に掲げる条件を付して書面（別記第3号様式）により補助金交付申請者に通知する。

補助金交付の翌年から起算して10年以内に、事業対象施設を、他の用途へ転用する場合は、県に届け出るとともに、当該転用等に係る補助金相当額を返還しなければならないこと。ただし、公用、公共等やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免につき、知事に協議することができる。

第9 契約方法等

契約方法は各市町村の規則等に定めるところによる。

第10 補助金の交付決定前着手届

事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとするが、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合には、市町村長は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第4号様式）を所長に提出する。

第11 事業計画の変更等

市町村長は、交付決定通知受理後において、事情の変化等により規則第6条に規定する重要な変更の必要が生じた場合には、要綱第5条第3項の規定による計画変更承認申請書（要綱第3号様式）に変更計画書及び説明資料を付して所長に提出し、その承認を受けなければならない。

また、軽微な変更が生じた場合、変更が生じた後20日以内に事業主体の長は変更計画書及び軽微変更届（別記第5号様式）を作成し、所長に提出する。

第12 補助金の概算払及び前金払

- 1 市町村長は、補助金の概算払又は前金払を受けようとするときは、概算払・前金払請求書（要綱第12号様式）を所長に提出するものとする。
- 2 概算払又は前金払により交付する補助金は、補助対象額の10分の4以内とする。

第13 部分完了の現地審査

市町村長が申請した複数の施行地の一部の施行地が完了し、市町村長部分完了届（別記第6号様式）の提出があった場合、所長は当該施行地の現地審査を実施することができる。

第14 実績報告

市町村長は、規則第13条及び要綱第8条の規定による実績報告書（要綱第6号様式）を作成し、

次の書類を添付して所長に提出する。

- ① 事業実績書（別記第 2 号様式）
- ② 収支決算書（要綱第 9 号様式）
- ③ 位置図
- ④ 事業実施状況写真
- ⑤ 経費根拠資料

第 1 5 確認

- 1 第 1 4 による実績報告書の提出を受けた所長は、確認要領により確認を行う。
- 2 所長は、確認の結果、事業内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、別記第 7 号様式により市町村長に通知する。

第 1 6 事業成果報告書

所長は年度事業が完了したときは、当該年度の翌年度の 4 月 2 5 日までに事業成果報告書（別記第 8 号様式）を部長に提出する。

第 1 7 標識等による表示

市町村長は、事業完了後、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業により整備したことを表示した標識等を設置するものとする。この場合において、表示に要する経費は、補助金の対象経費とする。

附 則

- この要領は、令和 4 年度事業から適用する。
この要領は、令和 5 年度事業から適用する。
この要領は、令和 6 年度事業から適用する。
この要領は、令和 7 年度事業から適用する。

別表 1 （第 4 関係）

補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりとする。

費 目	摘 要
工事請負費	事業実施に必要な工事の請負費
委託費	補助対象施設の設計等に係る委託費